

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

固定資産に含まれる交際費

Q：当社は、今期に本社ビルを新築しましたが、その際工事を円滑に進めるため地元住民に対して、飲食費用などの対策費用を支出しました。

この対策費用は、ビルの取得価額に含めていますが、税務上の取扱いはどうなりますか。

A：交際費に該当しますので、交際費等の損金不算入額として所得に加算することになります。

【解説】

工事の同意を得るために周辺住民に菓子折りや食料品、酒を配ったりした場合には、その費用支出の目的からして交際費に該当することになり、交際費等の損金不算入額として所得に加算することになります。

しかし、交際費等の損金不算入額のうち、取得価額に算入したことにより、損金となっていない交際費等の額に対応する部分の金額は、それが損金に算入されていないにもかかわらず、所得金額の計算上加算される結果となるため、その取得価額から減額することが認められています。

取得価額を減額する方法は、本勘定で取得価額を減額しても、当初の申告書において申告減算しても、どちらでもかまいません。

ただ、このような取得価額の減額が認められるのは、上記2つの方法に限られますので、後日、税務調査等により取得価額に交際費が含まれていることが明らかになっても、修正申告等において取得価額を減額することは認められません。

